

## 独立行政法人国立病院機構における内部統制に係る基本方針

### ○内部統制の推進体制

内部統制統括推進責任者・・・・・・院長

内部統制推進責任者・・・・・・統括診療部長、臨床研究部長、事務部長  
看護部長、薬剤部長

### 内部統制の整備目的

#### 1 業務の有効性及び効率性

中期目標等に基づき業務を行いつつ、機構法第3条の目的を果たすこと。

また、より効率的に業務を遂行すること。

#### 2 事業活動に関わる法令等の遵守

事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進すること。

#### 3 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること。

#### 4 財務報告等の信頼性

国民に対する説明責任及び第三者による評価に資するため、財務報告及び非財務報告に係る情報の信頼性を確保すること。

### 内部統制の取組方針

#### 1 中期計画及び年度計画の作成過程の整備等

#### 2 法令等の遵守体制の整備

#### 3 損失危機管理の体制の整備

#### 4 情報保存管理の体制の整備

#### 5 財務報告等信頼性確保の体制の整備

#### 6 内部監査体制の整備

#### 7 内部通報・外部通報に関する整備

#### 8 情報化による業務の効率的な遂行

#### 9 適切な人事異動

#### 10 研修の実施

#### 11 内部統制に関する取組の把握

#### 12 内部統制に関する取組の不断の見直し

※詳細については、本部規程「内部統制に係る基本方針」を参照。